

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸亀市長 松永 恭二

市町村名 (市町村コード)	丸亀市 (37202)
地域名 (地域内農業集落名)	土器 地区 高津,中原,川古,西村,上分,中組,山辺,駒ヶ林,東新開,新開,西新開,産砂,二軒茶屋
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体の引き受け意向面積7.3haに対し、農業者70歳以上で後継者未定の農地20.0haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
国道以南は一団の農地の広がりがあるが、担い手の利用が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

北部:離農や規模縮小する農家から認定農業者・認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
南部:離農や規模縮小する農家から認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を中心に農地集積を促進することにより対応していく。

営農継続が困難であるなど、規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。
土地利用型集落営農の設立を支援していく。
新規就農者を確保し、地域の後継者として地域ぐるみでフォローアップし育成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理等により、農地を維持していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、集落営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸借は農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めるとともに、将来的には担い手の効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定新規就農者等地域内の後継者育成や、外部からの雇用等も含め、労働力を確保するとともに、機械の共同利用等も検討していく。 労働力の確保が難しい経営体においては、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。併せて、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で情報共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--